



EuroprivacyTM Academy
GDPR Audit and Certification Courses

ユーロプライバシー アカデミー

ユーロプライバシー入門コース



www.academy.europrivacy.com

ユーロプライバシーアカデミー

ユーロプライバシー入門コース

v.3 (2024 年)



All rights reserved, European Centre for Certification and Privacy © 2024
Europrivacy は、複数の法域で登録されている国際商標です。



ユーロプライバシーについて

ユーロプライバシーは、データ取扱いの欧州一般データ保護規則（GDPR）及び補完的各国規制への遵守を評価及び認証するために開発された認証制度です。欧州データ保護会議（EDPB）から、EU 全管轄区域で適用可能な欧州データ保護シールとして承認を受けています。

ユーロプライバシーは、ISO 原則に準拠した信頼性が高く体系的な遵守状況評価を可能にします。補完的規制及び先端技術への拡張が容易です。内部監査の実施、残存する不遵守の特定、及び、認証のためのデータ取扱いの準備を行うための効率的な手法を提供します。データ保護オフィサー（DPO）、内部監査人、コンサルタント及び認証機関が利用できます。

ユーロプライバシーは、データ保護分野におけるユーロプライバシー国際専門家委員会によって管理及び監督され、EDPB の公表物を含む個人データ保護に関する法学の進化に応じて更新されています。ユーロプライバシーは、ルクセンブルクにある欧州認証・プライバシーセンター（ECCP）によって管理運営され、認定認証機関、法律事務所及びコンサルティング会社によって、その顧客のデータ保護規制遵守支援のために適用されます。

ユーロプライバシーアカデミーについて

ユーロプライバシーアカデミーは、ユーロプライバシーの専門家としての公式資格取得に関心のある方々向けにトレーニングコースを提供しています。ユーロプライバシーアカデミーは、ユーロプライバシー認証制度の手法及び規則に焦点を当てています。受講生は、既にデータ保護規制に精通していることが前提です。ユーロプライバシーアカデミーのコースは、多様な関心を持つ専門家向けにカスタマイズされた学習体験を提供します。

本ハンドブックについて

ユーロプライバシーアカデミー – ユーロプライバシー入門コースハンドブックは、ユーロプライバシーアカデミーにおけるユーロプライバシー入門コースの受講者向けに提供される補足文書です。この簡潔なハンドブックは、主要な定義とともに、認証制度の補足支援及び要約を提供することを目的としています。専門知識の証明書を取得するには試験に合格する必要があるため、ハンドブックには模擬試験が用意されており、受講生は準備しなければならない最終試験の形式及び問題に慣れることができます。

はじめに

ユーロプライバシー認証制度は、データ取扱活動が一般データ保護規則（GDPR）その他の補完的な国家固有若しくは分野固有、又は、その両方の義務を遵守しているか否かを評価し、正式に認証するための明確かつ効率的な手法を規定しています。これは、プロセス及びサービスからデータ保護マネジメントシステムに至るまで、幅広いデータ取扱活動に適用されます。

本ハンドブックは、認証手続の概要、主要な定義及び最重要概念を簡潔に説明します。また、ユーロプライバシーアカデミーにおける受験者の試験準備を支援するセクションも含まれています。模擬試験は 4 つのモジュール内容に基づく 10 問で構成されています。解答シートが添付されているため、受験準備が整っているか否かを確認できます。

いかなる文書への言及も、その最新版への参照と理解されます。最新版の文書が公開された場合、当該文書は、その公開日又は移行期間の終了時において、同一文書の全ての旧バージョンに取って代わります。認証及び監査手続では、当該手続開始時点において利用可能な最新版のユーロプライバシー認証制度及び関連文書を使用しなければなりません。認証及び監査手続中に文書の新バージョンが公開された場合、当該認証手続はこれを考慮に入れ、可能な限り新バージョンを遵守するのが望ましいです。ただし、進行中の手続は、開始時点の公式バージョンに基づき完了させることが可能です。

本認証制度の要件の適用若しくは解釈、又は、その両方に関する疑義が生じた場合、参照すべき文書は本認証制度の最新版です。

本認証制度固有の規範文書及び情報提供文書は、国際専門家委員会による支援の下、本制度オーナーの管理下に置かれます。

ユーロプライバシーの専門家は、ユーロプライバシー・コミュニティウェブサイトを通じ、利用文書の最新版を入手する責任を負います。ユーロプライバシーアカデミー経由で提供される文書は、厳に教育・訓練をその目的とし、認証活動実施のための公式資料を構成しません。



目次

ユーロプライバシーについて	3
ユーロプライバシー・アカデミーについて	3
ハンドブックについて	3
はじめに	4
ユーロプライバシー入門	6
ユーロプライバシーの価値提案	6
ユーロプライバシーの特徴	7
ユーロプライバシー認証制度	8
主要な定義	8
ユーロプライバシー認証手続	9
ユーロプライバシー認証手続	9
評価基準	10
評価対象の特定	10
不遵守	10
ユーロプライバシーのリソースとツール	11
その他の有用な文書	11
試験準備	12
例	12
模擬試験	14
正解	16

ユーロプライバシー入門

欧州では個人データ保護は基本権と位置付けられています。欧州一般データ保護規則（GDPR）の採択により、データ主体の権利はもはや無視することができません。EU 域内で個人データを収集しているにも関わらず、GDPR を遵守していない企業は、その所在地に関わらず、多額の制裁金に晒されます。しかし、法的・財務的リスク、レピュテーションリスク以上に、GDPR は、企業に対し、認証を受け、データ主体の権利を尊重していることを証明する機会も提供します。

ユーロプライバシーは、信頼性が高く、効率的な GDPR 遵守認証を提供するために開発されました。公平な認定監査人の専門知識を活用し、データ主体の権利保護を確保する独立した第三者による遵守状況評価を通じて、エンドユーザーの信頼を強化します。さらに、個人データ保護が最優先事項である欧州デジタル単一市場において、認証は信頼性を促進します。

2022 年 10 月、ユーロプライバシー認証制度及びその基準は、EU 初の GDPR 認証として、欧州データ保護会議（EDPB）から正式な承認を受けました。ユーロプライバシーは、公式の欧州データ保護シールとして、全ての EU 管轄で正式に認められています。これは、GDPR 第 46 条に基づき認定を受けた認証機関が、GDPR 第 42 条に基づき発行する認証書が、全 EU 管轄で認められていることを意味します。

ユーロプライバシーは欧州一般データ保護規則（GDPR）をその対象とし、補完的国家固有義務及び分野固有義務もその対象とするように容易に拡張できます。評価対象に応じてコアとなる基準の一覧を補完的確認項目及び管理項目で補完することにより、幅広いデータ取扱活動を包括的に評価できるよう設計されています。ユーロプライバシーは、オンラインサービス、観光・宿泊産業、医療分野及びスマートシティなど、多様な文脈で実施されるデータ取扱活動の遵守状況を評価するために利用できます。さらに、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）及びビッグデータといった既存の常識を根本から変える技術に関連するリスクに対処するため、情報通信技術分野における欧州のトップクラスの専門家の知見を活用しています。

ユーロプライバシーの価値提案



ユーロプライバシーの特徴



GDPRに基づく公式の**欧州データ保護シール**
(第42条)



規制や法学の進化にあわせた
継続的アップデート



補完的国家固有義務への**拡張**



先端技術への適用



体系的評価による**高い信頼性**



革新的手法による**優れた時間・費用効率性**



ISOに準拠し、ISO/IEC 17065、17021-1、
27001と容易に組み合わせ可能



包括的で、ほとんど全てのデータ取扱活動に
適用可能



独立し、国際専門家委員会による維持



オンラインの**リソース、ツール、サポート**



認定パートナー・専門家の
グローバルなエコシステム



研究・イノベーションの強化

ユーロプライバシー認証制度

ユーロプライバシーは、データ取扱いの個人データ保護規制への遵守に関する明確かつ包括的な認証制度を提供するために設計されました。GDPR 及び対応するデータ主体の基本権、並びに、補完的要件へのデータ取扱いの遵守について、独立した公平かつ合理的な保証レベルを提供します。

ユーロプライバシー認証制度は、データ管理者若しくは処理者、又は、その両方による多様なデータ取扱活動に適用可能です。そのアーキテクチャは、コア基準を補完的国家固有・分野固有の要件に容易に拡張することを可能にします。

データ保護規制が進化する中、本認証制度は、データ保護関連の法的環境及び法学の進化を反映させるため、定期的に更新されることが予定されています。継続的な改善を可能にするのも、その目的です。本制度オーナーは、国際専門家委員会による支援を受け、本認証制度の見直し及び更新を担当しています。

認証手続は、明確に定められた体系的手法に従った後、監査人が特定した所見に基づくものです。認証書は、独立した第三者によって検証された公式かつ公平な遵守の表示ですが、認証対象に不遵守がないこと、そして、将来もないことを保証するものではありません。**法的遵守**は、認証を受けた評価対象が本認証制度の要件及び適用可能なデータ保護規制を完全に遵守していることを継続的に確保しなければならない、**申請者の単独の責任**です。認証を受けるため、**データ取扱活動は、最新のユーロプライバシー認証制度の要件及び基準、並びに、適用可能なデータ保護規制を遵守しなければなりません。**

主要な定義

申請者とは、認証を申請し又は認証手続に参加する認証機関の顧客をいいます。

認証書とは、法令遵守の表明をいいます。

認証とは、認証基準の充足を証する評価及び公平な第三者機関の証明をいいます。

認証機関とは、認証方法を運営する第三者遵守状況評価機関をいいます。認証機関は、遵守認証書を発行するためにユーロプライバシーを利用する権限を持ちます。

確認項目及び管理項目とは、評価対象が評価されるための正式な要件をいいます。

基準又は **認証基準** 認証が実施される基準をいいます。

データ管理者とは、自然人又は法人若しくは公的機関その他の組織であって、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者をいいます。

データ処理者とは、管理者又は他のデータ処理者の代わりにデータを取扱う組織をいいます。

データ主体とは、データが取扱われる識別された自然人又は識別可能な自然人をいいます。

データ保護規制とは、欧州規制及び補完的に適用可能な各国規制の両方をいいます。

拡張とは、他の各国データ保護規制又は他の欧州規則若しくは指令など、補完的規制の遵守状況を評価するために定められた一切の補完的基準をいいます。

規範的適用範囲とは、評価及び認証実施の対象となる法的義務及び規範的義務をいいます。

不遵守とは、一つ又は複数の適用可能なデータ保護要件の不遵守をいいます。

評価対象 (ToE) とは、評価及び認証を受けるデータ取扱いをいいます。

ユーロプライバシー認証手続

ユーロプライバシー認証手続

申請者は、選択した認証機関に認証を申請する前に、選択したデータ取扱活動の遵守を文書化しなければなりません。文書化手続は、申請者自身による DIY 方式で実施することも、認定コンサルティング会社又は法律事務所に委託し、当該手続を通じた支援を受けることも可能です。実装者は、潜在的なギャップの是正及び認証手続の短縮を支援し、関連コストを削減することにより、申請者を支援できます。

以下の表は、ユーロプライバシー認証手続の主要な段階を要約したものです。

	段階	主任	目的	リソース
1	コンプライアンスの文書化	申請者	適用可能なデータ保護規制遵守の文書化	申請者向けガイドラインテンプレート、チェックリスト、基準
2	申請	申請者	評価対象の特定及び申請書の記入	ユーロプライバシー申請書テンプレート
3	申請のレビュー	認証機関	申請及び ToE の検証	A – 申請&ToE チェックリスト
4	見積提案及び合意	認証機関	見積提案の作成、契約書及び利用規約の署名	ユーロプライバシー一般利用規約
5	認証計画	認証機関	認証計画の作成	ユーロプライバシー認証計画テンプレート
6	文書の準備	申請者	文書の収集及び完成	申請者向けガイドライン D – 文書チェックリスト
7	文書レビュー	監査人	文書の検証	D – 文書チェックリスト
8	遵守状況の評価	監査人	ToE の遵守状況の評価	ユーロプライバシー基準
9	初回報告	監査人	不遵守一覧を含む初期評価報告書の作成	ユーロプライバシー評価報告書テンプレート
10	是正	申請者	特定された不遵守の対応及び解決	不遵守リスト
11	最終報告	監査人	不遵守の解決の検証、評価報告書の更新	ユーロプライバシー評価報告書テンプレート
12	レビュー	認証機関	評価報告書のレビュー、認証に関する推奨の作成	該当なし
13	認証決定	認証機関	認証決定の実施	Z – 認証書公表用ユーロプライバシーチェックリスト
14	認証の公表	認証機関	決定の通知及び認証書の公表	ユーロプライバシー認証レジストリ
15	コンプライアンスの維持	申請者	コンプライアンスの維持及び強化	ユーロプライバシー・コミュニティウェブサイト
16	サーベイランス／再認証	監査人	ToE の遵守状況の評価	ユーロプライバシー基準

評価基準

評価基準は、ユーロプライバシー認証制度の最新版の要件を遵守して適用されます。認証機関は、評価対象におけるデータ取扱いの遵守状況を体系的に評価するため、本基準、確認項目及び管理項目の一覧を使用します。適用可能な基準、確認項目及び管理項目は、それぞれ、要件の遵守状況を評価するため、十分な証拠をもって適切に完成及び文書化されなければなりません。

コアとなるGDPRの義務に加え、評価対象は、補完的各国固有規制又は分野固有規制の対象となる場合があります。このため、ユーロプライバシーのコア要件は、適用可能な各国規制及びデータ取扱いの特殊性を考慮した文脈的要件によって補完されます。

評価対象の特定

信頼性のある有意義な遵守状況評価は、評価対象が正確に記述されている場合にのみ実施可能です。評価対象は、取扱業務を含め、明確に記述しなければなりません。評価対象の例としては、公開ウェブサイト、スマートフォンアプリ、人事管理システム、ニュースレター、顧客データベースなどが挙げられますが、これらに限定されません。

評価対象の記述は、以下の事項を行います。

1. 明確なタイトルを規定すること
2. データ取扱いを記述すること
3. 外部データ取扱いとのデータフローの特定を含む、データフローを図又は図面で可視化すること
4. 取り扱われるデータのカテゴリーを特定すること
5. 評価対象に関連する全てのデータ取扱業務及びシステムを特定し、記述すること
6. データ取扱いの開始点及び終了点を示すこと
7. 該当する場合、データ取扱いのインターフェイスと独立した取扱業務を特定し、記述すること
8. 使用されるプロトコル及びその他の関連する保証を規定すること

不遵守

認証監査中に一つ以上の不遵守が生じた場合、認証機関は、申請者に対し、その原因を分析し、これらの不遵守を排除するための具体的な修正及び是正措置を記述するよう要求しなければなりません。各不遵守事項は、軽微な不遵守又は重大な不遵守のいずれかに判定されなければなりません。

重大な不遵守とは、評価対象におけるデータ取扱活動が、基本的なデータ保護要件、データ主体の権利又はユーロプライバシー認証制度の要件を遵守しないものをいいます。申請者によるGDPRに定められた法的義務の不遵守は、すべて重大な不遵守を構成します。

軽微な不遵守とは、重大な不遵守に判定されない不遵守をいいます。

評価手続により評価される要件に対する正式な不遵守に該当しないものの、ボーダーライン又は最適でないとみなされる場合があります。このような場合、そのステータスは「**観察**」と判定されます。

以下のいずれかの場合、認証を付与することは禁止されます。

1. 未解決の重大又は軽微な不遵守がある場合
2. 検証待ちの軽微な不遵守が5件以上ある場合
3. 認証が第三者及びデータ主体の誤解を招くおそれがある場合



ユーロプライバシーのリソースとツール

ユーロプライバシー入門コースを修了するため、4つのモジュール以外に追加リソースは必要ありません。ただし、本ハンドブックに加え、各種プラットフォームを通じ、他の有用なリソースが利用可能です。

有用なウェブサイト

- ユーロプライバシー・ウェブサイト : <https://europrivacy.com/>
- ユーロプライバシー・コミュニティ : <https://community.europrivacy.com/>
- ユーロプライバシー認証レジストリ : <https://www.europrivacy.com/en/resource/registry>
- プライバシーパクト : <https://privacypact.com/>

その他の有用な文書

以下の文書は、コンサルティング会社及び認証機関の双方が使用します。これらの文書の一部は、ユーロプライバシー実装コース及びユーロプライバシー評価コースを通じて既に提供されていますが、その他の文書は、ユーロプライバシー・コミュニティウェブサイトを経続的購読の登録（サブスクリプション登録）後にダウンロードできます。

- ユーロプライバシー認証制度一般仕様及び要件
- ユーロプライバシー認証入門及び概要
- ユーロプライバシー認証手続概要
- ユーロプライバシー一般利用規約
- ユーロプライバシー申請者向けガイドライン
- ユーロプライバシー認証申請書
- ユーロプライバシー評価対象の特定に関するガイドライン
- データ保護オフィサー（DPO）声明書テンプレート
- ユーロプライバシー基準、確認項目及び管理項目の明細一覧
 - A – 申請及び評価対象チェックリスト
 - D – 文書チェックリスト
 - G – GDPR コア基準
 - C – 補完的文脈的確認項目及び管理項目
 - T – 技術的及び組織的確認項目及び管理項目
 - P – 方針及び手順チェックリスト
 - DPO 声明書テンプレート
 - NOCAR テンプレート

試験準備

公式認定証を取得し、ユーロプライバシー認証制度の仕組みの基礎を理解する専門家となるためには、ユーロプライバシーアカデミーの受講者は最終試験に合格しなければなりません。本ハンドブックの本セクションは、試験の形式に慣れ、準備を整えることを目的としています。

試験は多肢選択式問題（入門コースは 20 問）で構成され、制限時間（30 分）内に終了する必要があります。各問題には 4 つの選択肢があります。正解が 1 つだけの問題もあれば、複数の正解がある問題もあります。試験中、単一解答か複数解答かを集中して判断する必要があるか、ヒントが表示されます。詳細は、コースページの[最終試験に関する免責事項](#)をご参照ください。

本ハンドブックの模擬試験は 10 問で構成され、15 分以内に解答することを推奨します。本番の試験と同様に、各問題には 4 つの選択肢があります。問題に正解すると 1 点が加算されます。複数の正解がある問題もあります。採点基準は以下のとおりです。

- 問題に正解した場合：1 点
- 複数の正解がある問題で正解を 1 つでも逃した場合：0 点
- （正解を選択したか否かに関わらず、）不正解の場合：0 点

模擬試験に合格するには、10 問中 6 点以上の獲得が必要です。解答シートはセクション終了時に利用可能です。

例

QUESTION		A	B	C	D
15	Which of the following is NOT a key principle of Europrivacy certifications?	Independence	Fair presentation	Favouritism	Confidentiality
16	Which of the following are considered a Europrivacy Complementary Normative Documents?	Europrivacy Guidelines for NOCAR completion	Europrivacy Communication and Marketing Rules	Guidelines on Accountability and Openness	Europrivacy Guidelines on the Use Criteria, Checks and Controls
17	Which of the following provides definitions for the Europrivacy Certification Scheme?	GDPR and EDPB Guidelines	Oxford Dictionary	Other relevant normative sources, such as ISO	Wikipedia

このシナリオでは、受講生は以下の回答（オレンジ色で表示）を選択しました。

- 問題 15 : C
- 問題 16 : D
- 問題 17 : A、B、C

解答シートには以下の正解が示されています。

問題番号	正解
15	C
16	B D
17	A C

これは、以下を意味します。

- 問題 15 の解答は正解であり、受講生は 1 点を獲得します。
- 問題 16 の解答は部分的に正解（B が欠落）です。受講生は点数を獲得しません。
- 問題 17 では、A 及び C が正解です。しかし、受講生は不正解の B も選択したため、問題全体で点数を獲得しません。

説明



正解には、問題がどのモジュールに関連しているかが示されています。不明な点がある場合は、これらのポイントを注意深く学習してください。

模擬試験

問題		A	B	C	D
1	以下のうち、認証の地理的範囲に該当するのはどれか？	認証基準は、個人データ及びデータ主体の権利に対する十分な保護を法的環境が提供していない国では、充足するのが困難であり、場合によっては不可能な場合がある	認証は熱帯気候の国でのみ有効である	認証の地理的適用範囲は、その地域におけるファストフードチェーンの有無によって決まる	評価対象が EEA 域外で個人データを取り扱う場合、認証書の承認には追加要件が適用される
2	重大な不遵守はいつ解決済み・閉鎖済みと見なされるか？	申請者のトップマネジメントが重大な不遵守の存在を文面で承認した場合	認証機関が修正及び是正行動をレビュー、承認及び検証した場合	本制度オーナーが、検証の対象となる申請者の修正及び是正措置計画を承認した場合	コンサルティング会社が、認証機関の結論をレビュー、承認及び検証した場合
3	ユーロプライバシーの特徴は何か？	データ保護機関が本制度オーナーに代わって申請者を認証すること	全ての監査手続が現地で実施されること	国際専門家委員会によって管理される独立した認証制度であること	補完的国家固有義務に拡張可能であること
4	ユーロプライバシーコミュニティウェブサイトの特長は何か？	申請者及びその他のユーロプライバシーパートナーが認証の準備及び提供を行うためのリソース及びツールを収集すること	本制度オーナーが全てのユーロプライバシー認証の真正性確認を可能にすること	企業が GDPR を尊重及び遵守する誓約を表明できる	データ保護機関向けの教育・訓練の機会を提供する
5	以下のうち、認証の特徴ではないものはどれか？	認証書の有効期間を3年間に制限すること	透明性のある認証手続を提供すること	認証を受けた者がデータ主体に新たな課税することを許可すること	関連条件及び要件を充足する場合に認証更新を許可すること
6	事前認証段階の主な目的は何か？	潜在的なギャップ及び残存する不遵守を特定すること	データ保護コンプライアンスを認証すること	認証を受けた申請者の継続的遵守を検証すること	本制度オーナーと申請者間のコミュニケーションを強化すること
7	企業は、どのウェブサイトを通じて、GDPR の規則及び原則を尊重及び遵守することを誓約できるか？	ユーロプライバシー・コミュニティウェブサイト	データ取扱い ID ウェブサイト	プライバシーパクトのウェブサイト	ユーロプライバシー認証レジストリ
8	以下のうち、主要な外部引用規範として考慮されるものはどれか？	ISO/IEC 17021-1、適合性評価・マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項	ユーロプライバシー認証に関与する要員の力量管理	ユーロプライバシー情報発信及びマーケティングに関する規則	ユーロプライバシー認証の適用範囲制約
9	以下のうち、ウェルカムパックに該当するのはどれか？	ユーロプライバシーによるデータ取扱い活動の認証に関心のある申請者向け	ユーロプライバシー認証書の真正性確認を可能にする	規制変更に関するユーロプライバシーフラッシュアラートを提供する	いずれの回答も正しくない

		のスターターパックである			
10	証拠に基づくアプローチの原則とは何を意味するか？	監査所見及び結論は、ユーロプライバシー認証制度の評価基準に沿って、事実及び証拠に基づかなければならない	認証機関は、自身の認証手続に関する情報をウェブサイトで、付与済みの認証に関する情報をユーロプライバシー認証レジストリで一般に公開しなければならない	監査人は、ユーロプライバシー認証制度が信頼性及び信用を構築するために設計されていることを常に念頭に置かなければならない	認証機関及び本制度オーナーは、認証手続に関連して取得した情報の機密性を保護するための手順を採用し、効果的方針を実施しなければならない

正解

問題番号	正解	説明
1	A D	モジュール 2－ユーロプライバシー認証の目的及び範囲（スライド 5） 本認証制度の地理的適用範囲は正式には制限されていませんが、一定の制約があります（回答 A 及び D）。回答 B 及び C は誤りであり、認証では考慮されません。
2	B	モジュール 3－不遵守（スライド 12） 認証機関は、不遵守のレビュー、受入れ、並びに、修正及び是正措置の検証を担当します。申請者、本制度オーナー、コンサルティング会社又は法律事務所は、不遵守の評価には関与しません。ただし、コンサルティング会社及び法律事務所は、申請者が実施すべき修正及び是正措置の定義を支援することが可能です。
3	C D	モジュール 1－ユーロプライバシーの特徴（スライド 12） ユーロプライバシー認証にはいくつかのメリットがあります。選択肢 A に関して、データ保護機関は本制度オーナーに代わってコンプライアンスを認証する責任を負うことはなく、これは認証機関の作業です。同様に、選択肢 B とは異なり、監査手続はオフサイトでも実施可能です。
4	A	モジュール 4－ユーロプライバシー・コミュニティ&リソース（スライド 5） ユーロプライバシーコミュニティサイトの目的は、DPO、実装者及び監査人が認証手続全体及びその後も活用できる一連の引用を提供することです。
5	C	モジュール 2－欧州データ保護規制との整合性（スライド 6） GDPR 第 42 条は、有効期間の制限（3 年）、認証手続の透明性及び更新等、GDPR 準拠になるために認証が備えるべき一連の特徴を規定しています。課税は一覧に含まれていません。
6	A	モジュール 1－リスク低減からデータ保護の卓越性へ（スライド 18） 潜在的なギャップ及び残存する不遵守の特定は、認証手続開始前に行われるのが望ましいです。選択肢 B は認証手続の核心部分であり、選択肢 C は維持段階で行われます。
7	C	モジュール 4－プライバシーパクト（スライド 8） 企業はプライバシーパクトのウェブサイトを通じて、GDPR の規則及び原則の尊重及び遵守を誓約することができます。回答 A は様々なステークホルダー向けのリソースリポジトリ、回答 B はデータ取扱活動に関する公開情報のグローバルレジストリ、回答 D はユーロプライバシー認証書の登録及び真正性確認のためのものです。
8	A	モジュール 2－引用規範及び参考資料（スライド 10） 回答一覧の中で、ISO/IEC 17065 のみが外部引用とみなされます。残りの回答はユーロプライバシー補足規範文書一覧の一部です。
9	A C	モジュール 1－ウェルカムパック（スライド 20） ウェルカムパックは、ユーロプライバシーによるデータ取扱活動の認証に関心のある申請者向けの導入スターターパックです。回答 B は、ユーロプライバシー認証レジストリを通じて誰でも容易に入手可能なため、ウェルカムパックには含まれていません。
10	B	モジュール 2－基本原則（スライド 16） 回答 A は透明性の原則について、回答 C は信頼性及び信用の構築の原則について、回答 D は機密保持の原則について、言及しています。